

古代日本の統治構造

松尾庄一

倭や倭国と呼ばれていた3世紀から7世紀にかけての古代日本の統治の様子を文献に基づいて再現することを試みたい。

1 邪馬台国時代

魏志倭人伝（正式には「三国志東夷伝倭人条」）によると、3世紀中葉の日本（倭国）は、約30の国（在地権力）の首長から共立された邪馬台国の女王卑弥呼が外交、交易、防衛等を代表していた。大率、大倭、卑奴母離等の官人が命を受け、その任に当たった。

邪馬台国では、卑弥呼と男弟の共同統治が行われ、都城には宮室、楼観、城柵が備わり、武器を持った者が常に守衛していた。また、耕地・人民の把握と余剰食糧の一部の収税の仕組みがあり、集めた食糧を蓄積する倉庫があった。さらに、人民には大人と下戸との身分差があり、その間に厳格な礼式があった。なお、卑弥呼には多数の婢がかしずき、死んだときに百余人が殉葬された。

卑弥呼は鬼道により衆を惑わしたとされたが、神の言葉を伝える巫として機能していたと思われる。航海の無事を祈る持衰（じさい）の存在とともに、当時の倭国は「呪術」に基づいて統治されていたのであろう。魏志東夷伝によると、朝鮮半島諸国では「天の祭祀」が行われたとあることから、邪馬台国独特の祭祀が行われていたと思われる。

人民は主として稲作、麻作り、養蚕、漁労で生計を立てた。産物等の売買の場として市が設けられ、それを管理する「大倭」という官職が置かれた。諸国の間では物資の交易が行われており、北部九州の伊都国に「大率」を駐在させて諸国にまたがる交易ルートを監察させた。諸国は大率を畏れ憚り、まるで中国の刺史（任地の役人の仕事ぶりを監察し、中央政府に報告する役人）のようであったとされる。大率は卑弥呼が魏の都、帯方郡等へ使者を派遣するとき、また、魏皇帝や帯方郡が使者を送るときには伊都国の港で文書や下賜品を確認し、間違いが起こらないようにした。

まるで、国家が存在したかの如き記述であるが、その正確性について渡邊義浩教授は『魏志倭人伝の謎を解く』（中公新書）の中で、「国制、身分、卑弥呼の王権に関する記述は、魏皇帝の使者や帯方郡の官人の報告書に基づく事実の記述であり、当時の倭国の在り方を知る貴重な資料である」と述べている。もっとも、当時の日本全体にあてはまるかどうかは疑問であり、主として、壱岐、対馬、玄界灘沿岸等の先進地や邪馬台国の状況とみなした方がよいかもしいし、伝聞による誤解もありうることは留保したい。

2 崇神—雄略時代（3世紀後半から5世紀）

日本書紀はこの時代の統治に関して概略以下のように述べている（詳しくは前号拙稿を参照）。奈良盆地とその周辺を領域とする在地権力のひとつであったヤマト王権が支配領域の開発を進める一方、3世紀後半以降、吉備や筑紫、毛野等の地方王権等と連合体を組み、抵抗勢力を硬軟取り混ぜて取込み、5世紀の初めには列島をほぼ統合した。5世紀も後半になると、ヤマト王権の屋台骨であった葛城、吉備等の有力豪族も圧迫の対象となり、雄略期には、天皇（天皇号は7世紀後半に成立したとされるが、本稿では便宜上それ以前にも用いることとする）の専制化が進んだ。

執政官として後世に大臣・大連と呼ばれるような豪族が実際の政治を執り行い、地方官として6世紀に置かれた国造、県主の前身の官人が置かれていた。また、社会の階層化・分業化の進展で同一の職業に就く人間が集団化した結果、「とも」が生まれ、これが後に「部」となった。

この時代、王権と各地の豪族との抗争の結果、各地の豪族の支配領域を割いて設置されたり、各地の豪族が贖罪等の理由で貢納したりして屯倉が置かれ、地方豪族に対する楔の役割と王権の地方組織として機能した。また、仁徳紀のかまどの煙の記事にあるように、後世の庸調のような規模内容ではないものの、何らかの課役が実施されたと思われる。さらに、組織論としては、ばらばらの地方共同体集団をヤマト王権が個別に支配下に置くのではなく、中央豪族が多く地方豪族を氏（同族）として配下に抱え、中央豪族をしっかりと手元に引きつけること（氏族制）で全体を統治したと思われる。

邪馬台国時代に前述のような統治構造があったことを考えると、その後のヤマト王権のこのような記述は、相当程度事実を反映していると思われる。

3 継体朝以降（6世紀）

継体紀以降の書紀は、より同時代性のある資料等を参考にしたとみえて、統治構造に関する記述も充実している。それによると、継体が擁立されて磐井の乱に勝利したのち、安閑から欽明に至る時期に天皇が外交、軍事、祭祀の権を掌握し、国土全体に統制力を及ぼすようになったとされる。統制の手段として、継体紀、崇峻紀に見られるように、有力な地方首長層に領域的支配権を承認する国造等の姓（称号）を天皇が付与した。また、宋書によれば5世紀代には天皇だけでなく中央の有力豪族も同様に宋皇帝から叙爵されていたが、これらの者にも天皇から臣、連、伴造の姓が与えられるようになった。さらに、欽明・敏達紀に、「蘇我稲目に馬子に命じて吉備の国に白猪屯倉を置き、人民管理のための戸籍を整備した」との記事があるように、当代一の有力者も統制の対象とされたのである。

この時代に緩やかな結びつきの豪族連合的な社会から上下の規律の厳しい専制的体制へと切り替えられたと思われる。それを支える仕組みとして、天皇を生みだしうる集団を血縁的に区別し、その集団の中で天皇の地位を継承するという世襲制度を、また、政治思想として、天皇の出自が天に由来するという「天孫降臨思想」を本格的に導入した。一方、統治は天皇だけでなく、有力豪族と共同で行うという君民共治の考え方も生まれ、有力豪族の祖先

が天皇の祖先を助けることで国を作ったことを確認する神話が作られた。

4 推古朝後の改革

このような統治構造の変化が形となってはっきり表れたのが推古朝である。推古朝は、律令国家体制に変換していく出発点となった。推古紀元年（593年）条には、厩戸皇子にまつりごとを摂政させ、万機をことごとく委ねたとある。ただし、上宮聖徳法王帝説に「厩戸皇子が島大臣（馬子のこと）と共に天下の政を輔ける」とあるように、実際は馬子とともに国政を総理したと思われる。

厩戸皇子は、推古11年に冠位12階の位階制、12年に憲法17条、13年に服制をそれぞれ定めた。28年には、厩戸皇子と馬子が共議して天皇記・国記等を編纂した。また、推古紀には、畿内の要所に灌漑用の池溝を建設し、また、難波から飛鳥の京に通じる大道を建設した等の記事があり、インフラ整備が進んだことがうかがえる。

天皇権力の強化について、蘇我馬子が天皇直轄地である葛城県を封土としたいと願ってきたことに対し、推古天皇は「馬子は母の兄弟であるが、葛城県を与えることになれば、「愚かな婦人がまつりごとをして直轄領を失った」と言われる」と言って許さなかったとの記事（推古紀32年10月条）がある。

このような推古朝の改革を経て、国造制から郡司制への転換、律令の制定、天皇号・日本国号の案出、貨幣の鑄造、都城の築造、文書行政の推進等、国家の体制づくりが進んだ。特に、天智・天武天皇は、諸国を統括する古代日本の支配者としての地位を確立した。さらに、天武天皇は、天皇と豪族が複層的に人民と土地を支配する体制を天皇が直接支配する体制への改革を試みた。

5 天下の支配者としての天皇制の確立

最後に、天皇権力や権威の確立に関する若干の考察を試みることにする。

王権の支配地を天下（あめのした）とし、その支配者が天皇であるとの概念は、江田船山古墳出土の鉄刀銘文にあるように遅くとも雄略朝にはあったが、それが具体的に形となって表れたのは継体朝以後である。例証として、前述の姓の付与のほかに、継体の子である安閑紀に「国造の地位をめぐる内部紛争にヤマト王権が介入し、見返りに4か所の屯倉の献上を受けた」との記事がある。ヤマト王権は卓越権力として地域における首長層の内部紛争を調停・解決するという政治的機能を果たし始めたのである。

天下の支配者としての天皇権力や権威が地方豪族レベルまで広がった例として、常陸国風土記の行方郡の開発に関する記事がある。蟹江宏之教授の「律令国家と万葉びと」（『日本の歴史』3（小学館））からその要旨を紹介する。

6世紀初めの継体天皇の時代に、ある豪族が谷を開いて水田にした。その直後、蛇に化身した夜刀神が群がって田の耕作を妨害し、農民がおびえた。これを見て豪族が夜刀神を打ち払い、山の入り口に標柱を立て、「ここより山側は神の地、ここから下は人間の田とする」と言って自ら神を祀る者となった。豪族は、開発によって生じた自然との軋轢を土地神を祀

る行為で鎮めたのである。

ところが7世紀中葉の孝徳天皇の時代に、後に行方評の長官となる地方豪族がこの谷を占有し、件の標柱を越えて用水池を構築したところ、夜刀神が池のほとりに集まってきた。そこで、この豪族は「配下の民に良い暮らしをさせようと天皇に誓って池を作っているのだ。」と言って、魚や虫の類をことごとく打ち殺した。これをみて、夜刀神の蛇たちはその場を去り、隠れてしまった。評の長官となる地方豪族が自然をおそれずに、王権に誓いを立てて開発を行うようになったのである。

これに類した記事は推古紀26年条にある。安芸の国で造船用の木を伐ろうとした地方豪族に土地の者が「雷神の神木だから伐ってはいけない」と言ったところ、豪族は、「雷神といえども、どうして天皇の命に逆らえようか」と言って人夫に伐らした。すると、大雨が降り、雷鳴が轟いた。この時、豪族が剣を取り出して「人夫を害することは許さない。我が体を傷つけろ」と言って天を仰いで待ったが、豪族に落ちることはなかった。そのうち、雷神は小さな魚になり、木の枝に挟まって死んだ。

このように天下の支配者としての天皇権力や權威が地方の豪族レベルにまで広まった。ただし、常陸風土記の記述では継体朝時代には及んでいないことになるが、これは継体朝が移行期であり、畿内から遠く離れた東国の常陸までは広まらなかったから、とも考えられる。

【附記】

本文中、日本書紀に関する記述は、坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋校注『日本書紀』（岩波文庫）を基に筆者が要訳した。また、魏志倭人伝に関する記述は、前掲書『魏志倭人伝の謎を解く』の附章「魏志倭人伝訳注」を参考にした。